平成２７年（フ）第２号
茨城県小美玉市下玉里1337番地４
債務者　山口　廸男
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡野　聡史
4　破産債権の届出期間　平成27年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年８月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第６０号
茨城県土浦市田中１丁目６番35号
債務者　桑原　誠一
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙田　知己
4　破産債権の届出期間　平成27年６月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年８月14日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第２１３８号
横浜市港北区篠原町3076番地１　イーストデュエル101
債務者　鈴木　英一
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川範子
4　破産債権の届出期間　平成27年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年７月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２４号
秋田県湯沢市西新町６番１号　湯城コーポ２－８
債務者　安倍　　肇
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第１０５号
北海道苫小牧市日新町４丁目11番10―308号（住民票上の住所）
債務者　鈴木エリコ
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１１７号
函館市富岡町２丁目50番18―101号　キャッスル富岡２棟
債務者　風間　光則
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１１９号
函館市昭和４丁目10番６号
債務者　阿部　侑介
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１２５号
北海道北斗市昭和２丁目13番16号
債務者　花田　洋子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１２６号
北海道北斗市東浜２丁目６番19号　２Ｆ右
債務者　野村　優子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第８号
大阪府泉佐野市下瓦屋５丁目13番31―12号、前住所和歌山県西牟婁郡白浜町日置651番地山崎建設株式会社　大古作業所内有限会社暁土木気付
債務者　氏原　清輝
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第４３号
山口県宇部市大字東岐波1435番地ポンディハイムＡ棟301号
債務者　福田　　誠
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第１５１０号
大阪府東大阪市玉串町西３丁目１番３―312号
債務者　小林　　弘
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５２１号
大阪府枚方市楠葉中之芝２丁目84番地の１
債務者　美藤　由利
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８６７号
大阪府吹田市川園町61番１―705号
債務者　小笠原憲一
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８７９号
大阪市住之江区粉浜１丁目27番26号
債務者　長樂　武志
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８８０号
大阪市住之江区粉浜１丁目27番26号
債務者　長樂　和枝
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部